

## 子育て環境の充実に係る特別委員会 議事次第

令和7年3月17日(月)  
午後1時30分～  
於：第2委員会室

1 開 会

2 確認事項

3 所管事項の調査

「子育てにやさしいまちづくりについて」

参考人：京都文教大学

学長 森 正美 氏

4 閉会中の継続審査及び調査

5 今後の委員会運営

6 その他

7 閉 会

子育て環境の充実に係る特別委員会 出席要求理事者名簿  
(令和7年2月府議会定例会)

【総合政策環境部】	
総合政策環境部子育て社会推進監 (総合政策室長兼務)	坂野 修一
総合政策室企画参事	三嶋 孝佳

【文化生活部】	
文教課長	井関 好之

【健康福祉部】	
健康福祉部副部長(子育て・福祉担当)兼 こども・子育て総合支援室長	東江 赳欣
こども・子育て総合支援室企画参事	西田 一慶
家庭・青少年支援課長	能勢 文音

【教育委員会】	
学校教育課長	中村 義勝
高校教育課参事	中松 幸博
社会教育課長	杉本 学

【公安委員会】	
少年課長	橋口 昌史
人身安全対策課長	出 瀧 克 臣
少年課 少年サポートセンター所長	金子 平

( 計 12 名 )

# 令和6年度委員会運営に関する申合せ（案）

（令和6年6月3日）  
改正 令和6年12月19日

## 1 委員会の活動について

### (1) 定例会中の活動

#### ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会（標準的な運営）

1日目	1 開会 2 報告事項 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 閉会
2日目	1 開会 2 付託議案（討論・採決） 3 審査依頼議案（適否確認） 4 付託請願 5 所管事項（○○○○部） 6 閉会
3日目	1 開会 2 所管事項（△△△△部） 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営 5 その他 6 閉会

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事  
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

#### イ 特別委員会（標準的な運営）

1日	1 開会 2 所管事項の調査 (1) 理事者からの説明 (2) 参考人からの意見聴取 3 委員間討議 4 閉会中の継続審査及び調査 5 今後の委員会運営 6 その他 7 閉会
----	---

参考人の招致は、前の定例会の委員会に諮り、招致決定を行うものとする。  
ただし、前の定例会中にテーマや候補者が整わなかった場合は、正副委員長で協議の上、招致を決定し、速やかに各委員に報告するものとする。  
また、「3 委員間討議」を実施するか否かについては、各委員会の付議事件等を勘案し、各委員会の裁量で判断するものとする。

### (2) 5月臨時会中（令和7年5月臨時会）の活動

#### ア 常任委員会及び予算特別委員会分科会

1日	1 開会 2 報告事項 *報告事項の実施については、委員会の裁量 3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで） 4 付託議案（討論・採決） 5 審査依頼議案（適否確認） 6 委員会活動のまとめ ・委員の意見開陳 7 その他 ・委員長及び理事者あいさつ 8 閉会	* 該当委員会のみ
----	---	-----------

下線部…予算特別委員会分科会関係の議事  
審査依頼議案がない場合は「常任委員会」として開催

## イ 特別委員会 1日間

1 日	1 開会
	2 中間報告（政策提案・提言及び中間報告）
	3 委員会活動のまとめ（委員会活動の所感） ・委員の意見開陳
	4 その他 ・委員長及び理事者あいさつ
	5 閉会

下線部…政策提案・提言がまとまった場合の議事

### (3) 閉会中の活動

#### ア 初回委員会

各委員会の出席要求理事者の決定及び委員会運営に関する申合せの内容について確認するとともに、所管部局の事務事業概要等を聴取する。

#### イ 常任委員会（毎月常任）

定例会中の委員会が開催される月以外にも常任委員会を開催することとし、議事内容は、報告事項の聴取や特定のテーマに係る所管事項の調査等、委員会の裁量で弾力的に運営する。

また、委員会として必要な場合は、適宜、参考人を招致することができるものとし、参考人制度を活用した調査については、定例会中の特別委員会の例によるものとする。

#### ウ 特別委員会

定例会中の特別委員会以外にも、必要に応じて特別委員会を開催することができるものとする。

#### エ 管内外調査

管内調査は、閉会中の常任委員会の活動日に実施することができることとし、同一時期に同一広域振興局管内に集中しないよう委員会間相互の調整に努めるとともに、広域振興局長の対応が困難な場合など、出席理事者の弾力的な対応を了承するものとする。

また、管外調査に係る事前調査については、調査概要等の資料を、事前に会議アプリケーションに格納することをもって代えることができるものとする。

なお、管内調査においては、可能な場合は府民傍聴を認めるものとする。

#### オ 出前議会

出前議会については、各常任委員会の裁量により実施するものとする。

### (4) 行催事等に係る委員会調査

府が主催・共催・後援する行催事等で、委員会の所管事項の調査のため、委員が出席することが有意義と認められるものについては、委員会に諮り委員会調査として実施する。ただし、行催事を追加する場合は、正副委員長で協議の上、実施するものとする。

### (5) 委員会活動の広報

各委員会の活動状況等を、テレビ広報番組及び議会広報（議会だより、ホームページ、SNS）により紹介する。

なお、委員会や管内調査、出前議会等において、テレビ広報番組及び議会広報作成のための取材、撮影、録音は、支障のない範囲でこれを認めるものとする。

## (6) 委員会活動のまとめ

5月臨時会における「委員会活動のまとめ」については、年間を通じた総合的なものとし、次期委員会において、理事者に配付するものとする。ただし、特別委員会において、政策提案・提言がまとまった場合は、「委員会活動のまとめ」に代えて、政策提案・提言を配付する。

なお、委員会活動のまとめにおける意見開陳に当たって必要な場合は、理事者に対する質疑も可能とする。

委員会において、統一した意見や提言・要望等を理事者に提出することが合意された場合は、理事調整会議においてその取扱いを協議する。

## (7) 委員会の年間運営 別紙1-1

※特別委員会の年間運営 別紙1-2

## 2 議案の審査について

### (1) 議案の付託区分 別紙2

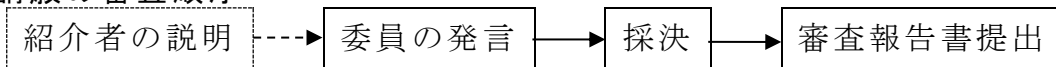
### (2) 議案審査の流れ 別紙3

### (3) 議案の審査報告（委員長報告）

常任委員会及び予算特別委員会（分科会により詳細審査を行った場合）の委員長報告は、委員会審査報告書の配付のみとし、委員長報告は省略する。ただし、少数意見の報告がある場合は、委員長報告を行う。

## 3 請願の審査について

### (1) 請願の審査順序



注) 委員からの求めに応じ、理事者から現状説明

### (2) 請願者の趣旨説明

ア 請願者から申し出があった場合は、正副委員長で協議し、その許否を決める。

イ 許可する場合、委員会室のスペース、審査時間等の関係から、請願者の入室は3人以内とし、説明は5分程度とする。

### (3) 審査結果等

ア 結論には採択（一部採択、趣旨採択を含む。）と不採択とがある。

イ 結論が出ず、更に継続して審査を必要とするものについては、継続審査とする。

## 4 委員会の公開等について

### (1) 傍聴

ア 委員会は、原則、公開するものとする。

イ 議員及び府政記者以外の者は、委員会傍聴要領によるものとする。

### (2) モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継

委員会審議の公開に当たっては、モニターテレビ視聴及びインターネット議会中継も併せて実施するものとする。

### (3) 写真撮影、録音等

写真撮影、録音等の申し出があった場合は委員長が委員会に諮って許否を決するものとする。

## 5 意見書・決議について

### (1) 委員会提出

意見書・決議（以下「意見書等」という。）の提出を求める請願で、全会一致で採択されたものに係る意見書等及び事前に各会派の意見が一致した意見書等で、当該常任委員会において議題とし、審査の結果、全委員が賛成の場合は当該委員会の提出とし、委員長名で提出する。

### (2) 会派提出

常任委員会で審査した結果、委員会提出になじまないと認められる案件及び委員会提出とすることに至らなかった案件は、会派提出とする。

なお、意見書等の提出については、委員会の付託請願（陳情・要望を含む。）、又は所管事項で審議の上、頭出しをすることとし、委員会の審議になじまない案件については、審議になじまない理由及び意見書等の趣旨について説明の上、頭出しをすることとする。ただし、委員会に所属の委員がいない会派については、委員長から頭出しを行うこととする。

## 6 その他

### (1) 会議時間

ア 会期中の委員会の開会時刻は、常任・特別の各委員会とも午後1時30分を基本とするものとする。

イ 委員会を午後5時以降も引き続き行う場合は、委員長から委員に了解を得るものとする。

### (2) 緊急事態における委員会運営

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、次の対応を行うことができる。

ア オンライン委員会の開催

「オンライン委員会に関する申合せ」に沿ってオンライン形式により委員会を運営する。別紙4

イ 委員外議員の発言

当該委員に代わって委員以外の議員の発言を認める（委員外議員の所属する委員会が同時に開催されている場合を除く）。

その場合、代わりに発言する議員は、委員長に申し出て了承を得るとともに、副委員長に連絡する。

また、代わりに発言する議員の発言時間等は、当該委員に認められていた範囲で認めることとする。

### (3) 質問時における資料等の使用

ア 質問は、口頭で行うことを原則とする。

イ 凶表、写真、現物等言論で表現し難い場合に限って、資料を使用できるものとし、資料等を使用する場合は、事前に正副委員長会の了承を得るものとする。ただし、その暇がない場合は、委員長に申し出て了承を得るとともに、事前に副委員長に連絡する。

### (4) 常任委員会における所管事項に係る会派持ち時間制

所管事項に係る質問については、会派持ち時間制とし、各会派の持ち時間は、20分に会派委員数を乗じた時間を目安とする。

なお、所管事項に係る質問については2日間に分けて行い、会派持ち時間を2日間で割り振ることとし、その配分については各会派の裁量とする。

(5) **副知事の委員会への出席**

常任・特別委員会においては、政策条例や特に重要な予算案の審議など、提出議案や報告事項等の重要度を勘案し、理事調整会議で協議の上、出席要求を行う。

(6) **ペーパーレスによる委員会運営**

全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算を含む。）について、初回委員会以降、ペーパーレス委員会として運営することを基本とし、「ペーパーレス会議の運営に関する申合せ」に沿って運営する。**別紙5**  
なお、出席要求理事者のうち、最前列に着席する者は情報端末の使用を基本とする。

(7) **情報端末機器の使用**

委員会において情報端末機器を使用する場合は、「京都府議会情報端末機器使用・管理ガイドライン」で定められた事項を遵守することとする。

**別紙6**

(8) **欠席の届出**

疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため委員会に出席できないときは、その理由を付け、当日の委員会開会時刻までに委員長に届け出ることとする。**別紙7**

ただし、京都府議会会議規則第2条の規定により議長あてに欠席を届け出た期日に開催される委員会を欠席する場合は、届け出を省略することができるものとする。

## オンライン委員会に関する申合せ

### 1 オンライン委員会の開催事由

次のいずれかの場合において、委員長が必要と認めるとき

- (1) 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するために必要な措置を講じるべき場合
- (2) 大規模な災害その他の緊急事態が発生し、又はそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合
- (3) 育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合

### 2 オンライン委員会の出席手続

#### (1) オンライン委員会の開催の決定

委員長は、京都府議会委員会条例（以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定によりオンライン方式による委員会の開催を決定したときは、所属委員に対し、その旨を通知するものとする。

#### (2) オンラインによる参加の申請

オンライン委員会開催の通知を受け、委員会にオンライン方式による参加を希望する委員は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の 2 日前（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、オンライン参加申請書（別添様式）を委員長に提出するものとする。

なお、期限を過ぎた後にオンライン出席申請書の提出があった場合にも、可能な限り柔軟に対応するものとする。

#### (3) オンライン方式による出席の許可

委員長は、(2)の申請書を提出した委員が委員会室へ参集しないことが適当であると認めた場合又は参集することが困難であると認めた場合は、これを許可するものとする。

#### (4) 接続テスト

ア オンライン方式による出席が許可された場合は、原則として、オンライン方式による出席を希望する日の前日（府の休日に当たる日は、日数に算入しない。）の午後 1 時までに、委員会開催時と同様の条件で議会事務局と接続テストを行うこととする。

イ オンライン方式により委員会に参加する委員（以下「オンライン参加委員」という。）は、委員会開会予定時刻の 30 分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

### 3 オンライン委員会の基本的事項

#### (1) オンライン参加委員の責務

ア オンライン参加委員は、委員会の開催中、その審議に専念するものとする。

イ オンライン参加委員は、常に映像と音声の送受信により委員会室の出席委員と相互に状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守することとする。

(ア) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(イ) オンライン参加委員以外の者がいない室内で行うこと。

(ウ) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。

(エ) オンライン参加委員は、不測の事態の際に事務局と連絡が取れるよう、携帯電話を常備すること。

ウ オンライン方式により委員会に参加するために必要な機器や通信環境についてはオンライン参加委員が整えることとする。



## (2) 委員長の権限

ア 正副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンライン方式で委員会に参加することができないこととする。

イ オンライン参加委員が条例第 19 条第 2 項に規定に該当する場合は、オンライン参加委員の通信回線の遮断により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができることとする。

## 4 通信回線に不具合が生じた場合の対応

委員会開催中に通信回線に不具合が生じ、オンライン参加委員の発言の聴取等の続行が困難になった場合、委員長は、速やかに次の対応を行うこととする。

- ① 委員長が休憩を宣告
- ② 当該オンライン出席委員に電話等で状況確認
- ③-1 通信回線が復旧した場合
  - 委員長が再開を宣告し、委員会を続行
- ③-2 通信回線復旧のための手段を尽くしても復旧しない場合
  - 当該委員は離席したものとみなし、委員長が再開を宣告し、委員会を続行

## 5 表決の方法

(1) 表決は、委員会を招集する場所に参加している委員とオンライン参加委員で同時に行うものとする。ただし、委員長は、表決宣告から表決までの間に、オンライン参加委員に通信障害が発生したものと認めたときは、当該委員を離席したものとみなし、当該委員は、表決に加わることができないものとする。

(2) 簡易表決を行う場合、委員長は、オンライン参加委員及び会議室の委員双方から異議の有無を諮るものとする。

(3) 挙手採決を行う場合、オンライン参加委員は、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするものとする。

(4) 投票による表決は、オンライン委員会においては行わないものとする。

## 6 オンライン委員会の会議記録

会議記録の作成に当たっては、オンライン参加委員がオンライン方式により参加したことを明記することとする。

## 7 その他

(1) 当分の間、総括質疑、秘密会及び互選委員会はオンライン方式の対象としないこととする。

(2) 参考人のオンライン参加については、1（オンライン委員会の開催事由）にかかわらず、参考人から要請があった場合は認めることとする。

## 8 定めのない事項

この申合せに定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、正副委員長で協議の上、決定するものとする。

**育児又は介護のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合に関する確認事項**

- 1 委員は、委員会の招集場所に参集することが原則であること及びオンライン委員会に関する申合せの3の(1)に規定するオンライン参加委員の責務に十分に留意してオンライン参加を申し出るものとする。
  
- 2 委員長は、前項の留意事項を踏まえ、やむを得ない理由があると認めた場合には、オンライン参加を許可するものとする。

# 子育てにやさしいまちづくりについて

京都府

# 子育て・保育・教育を巡る現状①（子育ての悩み）

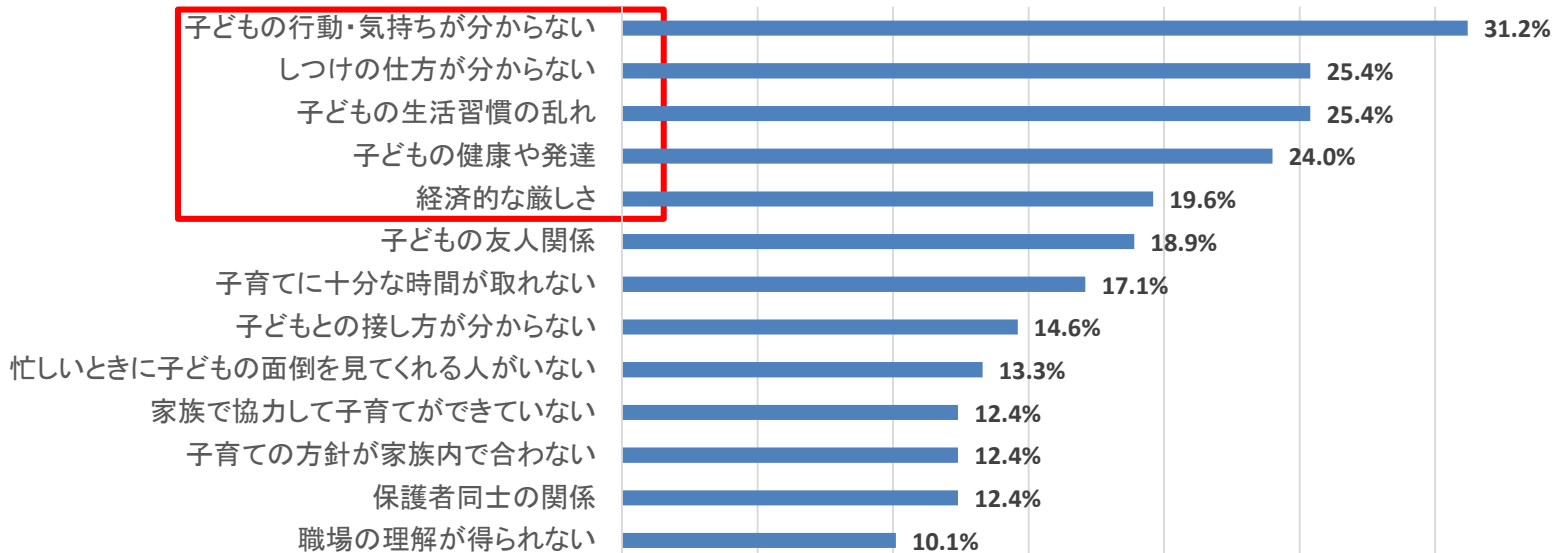
- 子育て世代の約7割が子育てに関する**悩み**を抱えている。
- 悩みの内容は「**子どもの行動・気持ち、生活習慣、健康に関すること**」、「**しつけの仕方が分からないこと**」、「**経済的な厳しさ**」を挙げる人が多い。

## 子育ての悩みについて（全国）

【子育ての悩みの程度（現在子育て中の人）】（n:656）

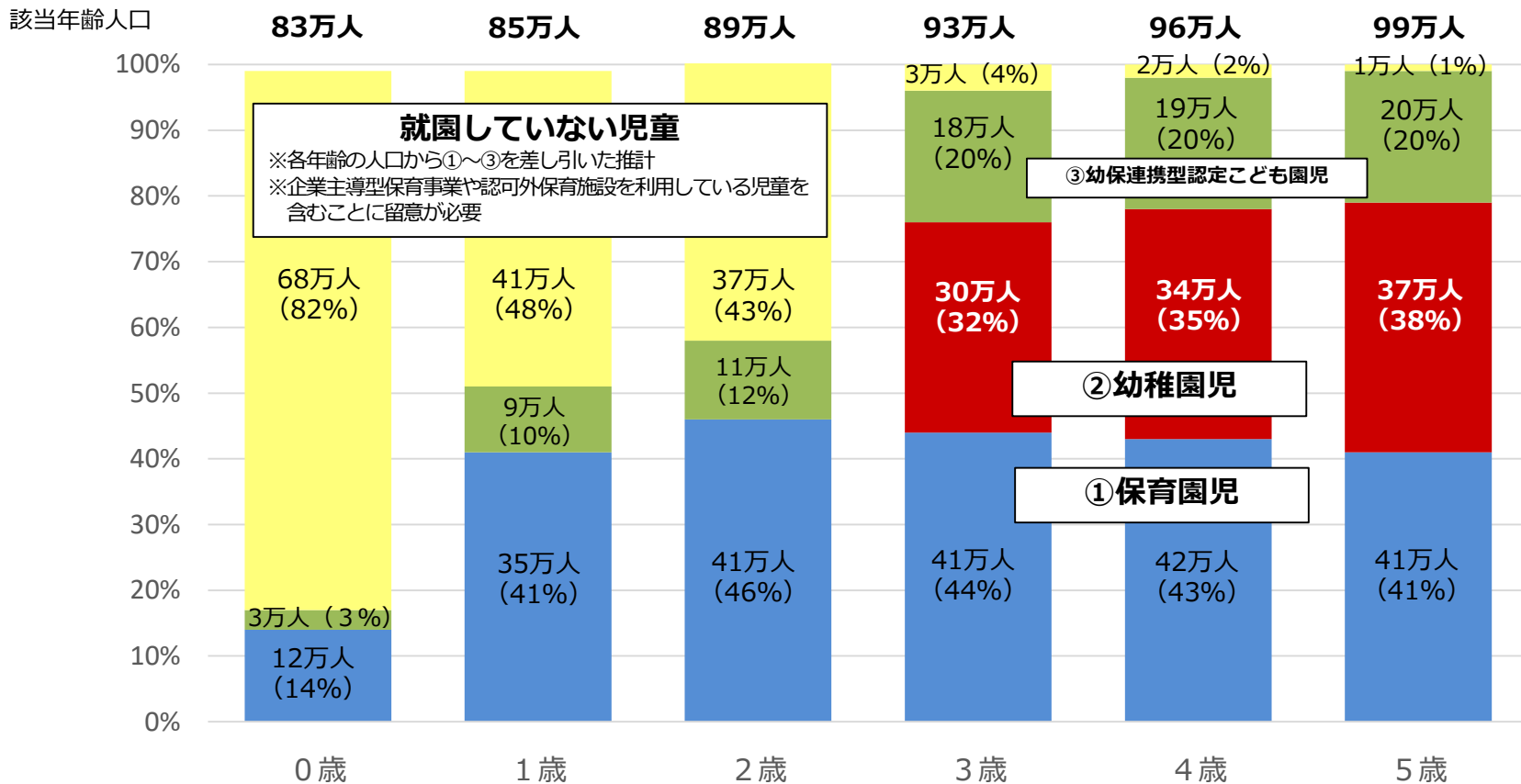


【子育ての悩みの内容（現在子育て中の人）】（n:445）



# 子育て・保育・教育を巡る現状②（未就園児の状況）

- **未就園児**（保育園や認定こども園、幼稚園に就園していない児童）の大半は**0～2歳児**となっている。
- ほぼ全員が幼保いずれかに通園する3歳以降に比べ、**0～2歳の親子**（特に**専業主婦家庭**等）の場合には、**日々通う場などがなく、子育ての負担感、孤立感**につながりがち。

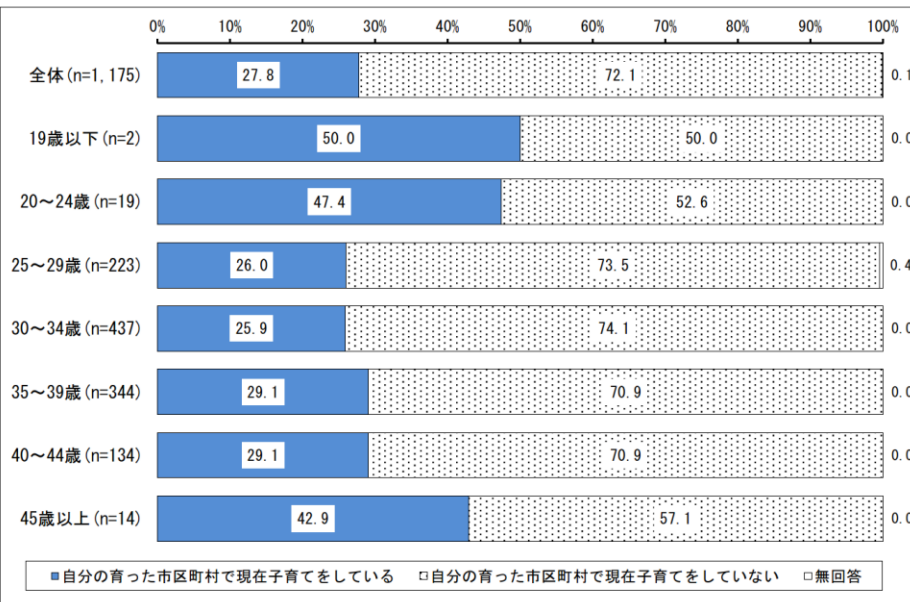


※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和3年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。  
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和3年度「認定こども園に関する状況調査」（令和3年4月1日現在）より。  
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年5月1日現在）より。  
 ※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（令和2年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。  
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。  
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

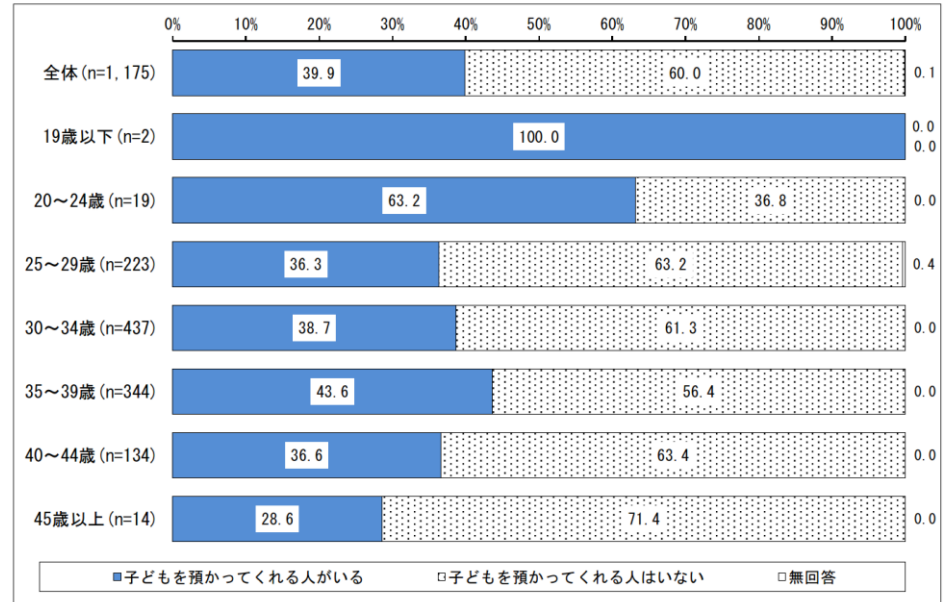
# 子育て・保育・教育を巡る現状③（子育て家庭の孤立感）

- 現在、回答者の母親自身が育った市区町村で子育てをしているとの回答割合は、全体では27.8%で、**7割以上の母親は自身が育っていないまちで子育てを行っている。**
- 「近所に子どもを預かってくれる人がいる」との回答割合は、全体では39.9%で、**6割の母親は「子どもを預かってくれる人はいない」と回答している。**

【図表 2-2-2 自分の育った市区町村での子育ての実施状況（全体、母親の年代別）】



【図表 2-2-4 近所で子どもを預かってくれる人の有無（全体、母親の年代別）】



※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）  
 （全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

# 子育て・保育・教育を巡る現状④（地域とのつながり）

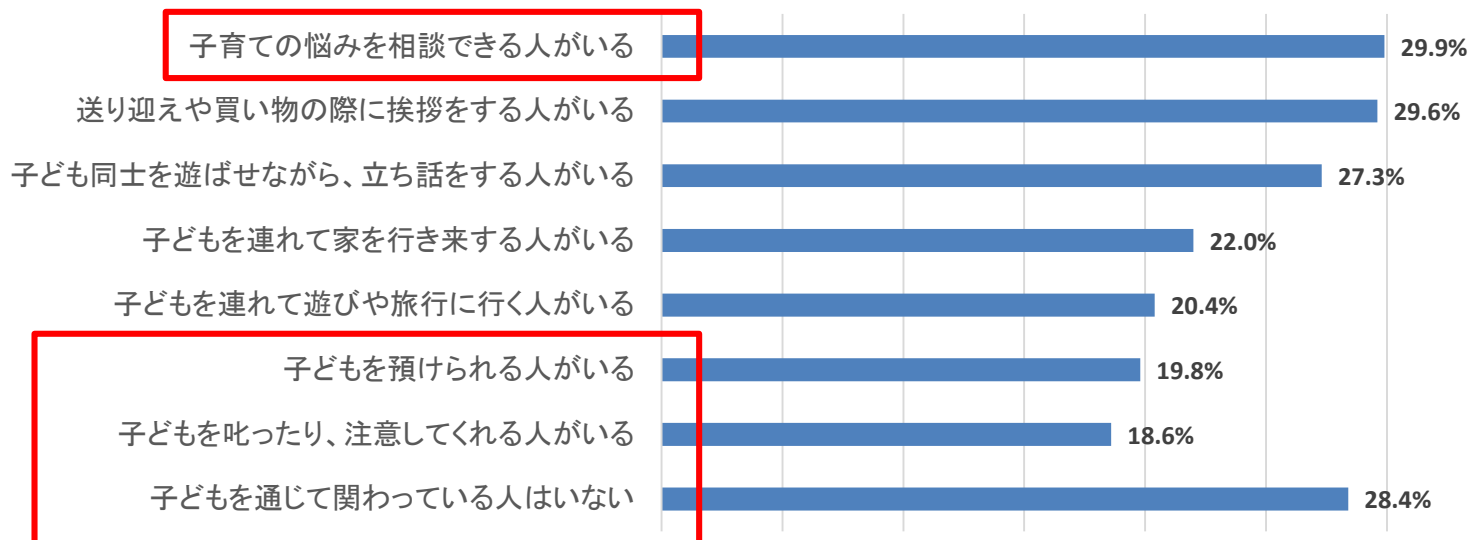
- 子育て世代の約7割が、子育てにおいて**地域の支えが重要**と考えている。
- 子育て世代の約7割は、子育てを通じて**地域の人と何らかのつながり**を持っているが、**悩みを相談できる人**がいる割合は約3割、**子どもを預けたり、叱ったりしてくれる人**がいる割合は約2割。

## 子育てにおける地域とのつながり（全国）

【子育てにおける地域の支えの重要性の認識（現在子育て中の人）】（n:656）



【地域の人とのつながり（現在子育て中の人）】（n:656）



# 子育て環境日本一の実現に向けたこれまでの取組

子育てにやさしい社会

全ての世代にとっても暮らしやすい社会

出会い・結婚から妊娠、出産、子育て、教育、就労に至るまで切れ目のない支援が必要

2018年6月

庁内に、知事を本部長とする「子育て環境日本一推進本部」を設置

2019年9月

「子育て環境日本一推進戦略」を策定

2040年に全国平均並みの合計特殊出生率をめざす



- ①子育てにやさしい風土づくり
  - ②子育てしやすいまちづくり
  - ③安心して子育てできる職場づくり
- を総合的に推進

2021年6月

オール京都の推進体制（京都府子育て環境日本一推進会議）を設置

2022年12月

京都府総合計画を改定



「京都の強みである「人と地域の絆」を生かし、「社会で子どもを育てる京都」の実現に向けて、「子育て環境日本一」の取組を進化させるとともに、少子化対策を進める」ことを明記。

2023年1月

岸田前総理が「従来とは次元の異なる少子化対策の実現」を表明



2023年12月

総合計画に掲げた「社会で子どもを育てる京都」の実現に向け、「子育て環境日本一」の取組を進化させるべく、「子育て環境日本一推進戦略」を改定するとともに「子育て環境日本一推進条例」を制定



## 京都府独自の視点に立った**4つの重点戦略**と**20の重点プロジェクト**を策定

### 重点戦略1. 子育てが楽しい風土づくり

- ① 子ども“ええ顔”たくさんプロジェクト
- ② WEラブ赤ちゃんプロジェクト
- ③ ジェンダーギャップ0（ゼロ）プロジェクト
- ④ 子育て楽しテック



### 重点戦略2. 子どもと育つ地域・まちづくり

- ⑤ 子育てにやさしいまちづくり推進計画
- ⑥ こどもの城づくりプロジェクト
- ⑦ 子ども・地域と育つ商店街プロジェクト
- ⑧ 子どものふるさと発見プロジェクト
- ⑨ 多文化共生の子育ち環境づくり



### 重点戦略3. 若者の希望が叶う環境づくり

- ⑩ 働く人の希望が実現できる職場づくりプロジェクト
- ⑪ 婚活応援プロジェクト
- ⑫ プレコンセプションケアプロジェクト
- ⑬ 日本一働きやすい京都府庁づくり
- ⑭ 全ての子育て世帯に対する住宅の負担軽減措置



### 重点戦略4. 全ての子どもの幸せづくり

- ⑮ 京都高校生まなび環境サポート制度（仮称）
- ⑯ 子どもの健康を守るプロジェクト
- ⑰ 親子誰でも通園制度
- ⑱ 困難を抱える子育て家庭を支える環境づくり
- ⑲ 「学び・繋がる未来の扉」京都プロジェクト
- ⑳ あんしん「子育て-教育」京都プロジェクト



# 子育てが楽しい風土づくり

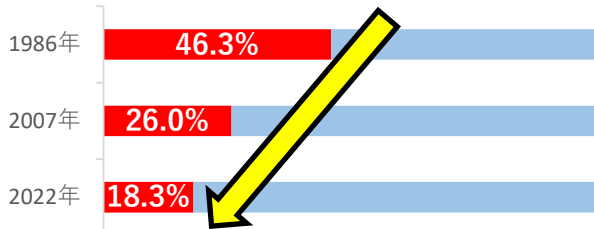
## 子ども“ええ顔”たくさんプロジェクト

全国初

- **笑顔の子どもが大人や若者の目に触れたり、大人の世界に子どもが自然に入っていく取組**を実施し、子どもの“ええ顔”があふれる京都をつくる。  
⇒ 具体的な取組（京都版ミニ・ミュンヘン）は次ページ参照

### 施策の背景①

【18歳以下の子どもがいる世帯の割合の推移（全国）】



（出典）厚生労働省「国民生活基礎調査」

### 施策の背景②

【中高生の子育てへのイメージ】

- ① 大変そう: 78%
- ② 難しそう: 62%
- ③ 疲れそう: 57%
- ④ 楽しそう: 56%
- ⑤ 人生が充実しそう: 38%

（出典）京都府調査

【子育てが「楽しい時の方が多い」と思う親の割合】

国	割合
日本	79%
フランス	86%
スウェーデン	91%

（出典）内閣府「少子化社会に関する国際意識調査」

## WEラブ赤ちゃんプロジェクト

- 公共の場で泣いている赤ちゃんを一生懸命あやすママ・パパたちに、周囲が「泣いてもいいですよ!」という**受容の気持ち**をステッカー等で見える化。
- 令和3年11月に、オール京都で「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」への賛同を宣言**(57団体)**。企業、商店街、公共交通機関など、様々な主体と連携し、「泣いてもかましまへん!」が街に溢れるような取組を実施。



### <令和7年度の取組>

- **京都サンガがアンバサダー**として、幅広い年代の方への様々な取組を実施。
- 府域全域での**WEラブ赤ちゃん“ええ顔”キャラバン**を展開。

**拡 R7年度当初予算(案):0.2億円の内数**

# 京都版ミニ・ミュンヘン

## 「京都版ミニ・ミュンヘン」とは

- ドイツの「ミニ・ミュンヘン」のように、**子どもたちだけの仮設のまち**をつくり、子どもたち自身が、**通貨や税金、まちのルール**を決め、選挙によって**市長**を選び、まちを運営する取組。
- **子どもの自主性・自立性**を育むとともに、大学生や若者が子どもたちをサポートすることで、**子どもと若者の交流機会**を増やし、「子育ては楽しいもの」という**ポジティブなイメージ**を広げることが目的。

## 令和6年度の取組

令和6年度は福知山と八幡で実施（以下は福知山の例）

### 本番前

- **小中学生、大学生・若者**によるワークショップを複数回開催し、通貨、税金の仕組み、ルール、店舗、市長を決める。



ワークショップの様子



市長選の投票



市長・副市長



通貨（デザインも子どもたちが作成）

### 本番

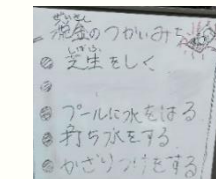
- **約300人**の子どもがまちの市民となり、まちを運営。働くことにより得られた**給料の一部を税金**として納め、市長を中心に、**税金の使い道を決定**。



ハローワークで仕事を探す



子どもたちの仕事の様子



税金の使い道を決定



大学生が子どもたちをサポート

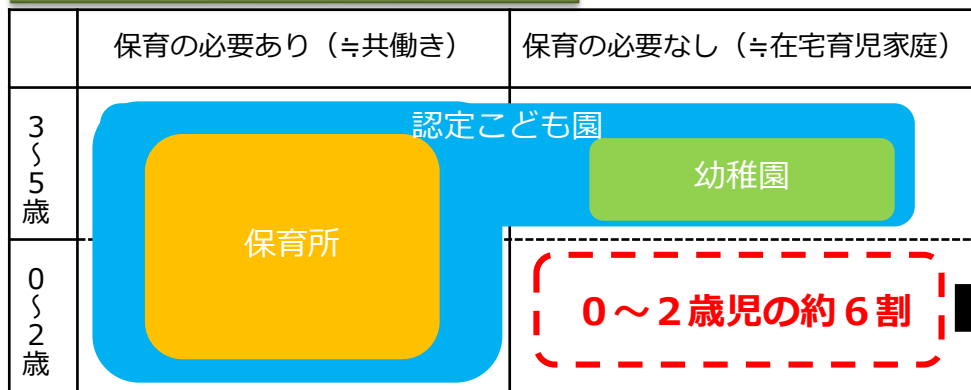
## <令和7年度の取組>

**拡 R7年度当初予算(案):0.2億円の内数**

- 規模を拡大し、**京都市内で開催**。京都市以外の市町村が開催する場合は府による支援を実施。

# 親子誰でも通園制度

## 現状・課題と政策の方向性



### <課題>

- 在宅育児家庭の0～2歳児は、**他の子どもや保護者以外の人と関わる機会が少なくなりがち。**
- 在宅育児家庭の保護者は、**日々通う場などがなく、子育ての負担感・孤立感につながりがち。**

**不安や孤立感を抱えたまま在宅育児をされている子育て家庭への「子育て」「親育ち」を支援する**

## 「親子誰でも通園制度」の実施

全国初

- ✓ 保育所等において、こどもだけでなく親の通園を受け入れ、「子育て」、「親育ち」を一体的に支援

### 京都府の「親子誰でも通園制度」(イメージ)

認定こども園等



#### 「子育て」

- ・ 家族以外の人と関わる機会



#### 「親育ち」

- ・ 保育の様子を見て、乳幼児との関わり方を学ぶ
- ・ 子育て仲間づくり
- ・ 育児相談



### (参考) 国の「こども誰でも通園制度」

認定こども園等



#### 「子育て」

- ・ 家族以外の人と関わる機会



### <令和7年度の取組>

- 令和6年度はモデル的に**京都市・宇治市**の施設で実施したが、令和7年度は**府全域へ拡充**。
- 京都モデルの有効性を検証したうえで、**全国展開**に向け国へ働きかける。

**R7年度当初予算(案):0.2億円**

# こどもの城づくりプロジェクト

## 現状・課題

- ひとり親家庭は、10年で2～3割減少。母子家庭の約半数が**就労収入250万円未満**。
- ひとり親家庭の子どもの**4.5人に1人が子どもだけで食事**。ひとり親家庭の小中学生の約25人に1人が夕食を1人で食べる孤食の状況。
- 家庭の経済状況が学力や高校中退・大学進学率等に影響することから、**きめ細かな学習支援が子どもの社会的自立**に繋がる。

## こどもの城づくりプロジェクトの実施

### 子ども食堂

「きょうと子ども食堂」の開設及び運営をされる民間の団体の取組を支援



### こどもの居場所

ひとり親家庭の子どもと保護者が、気軽に交流し集うことができ、子どもの生活支援や学習支援等を実施する居場所を提供



### <令和7年度の取組>

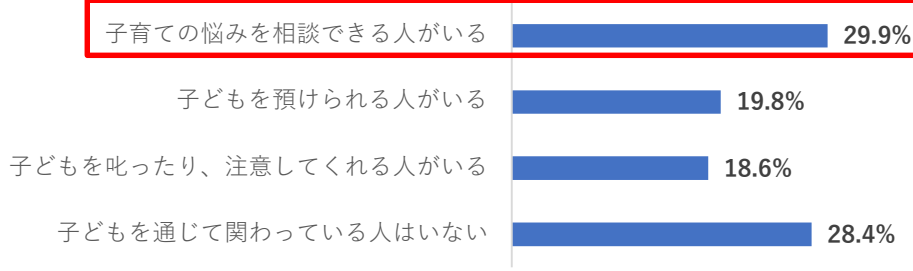
- 貧困世帯に限らない**幅広い子どもの受け入れ**や特別な体験活動に対する支援
- **空き家等の活用**に対する支援（※ 子ども議会での子どもからの提案）
- 子ども食堂等の実施団体と、**食材提供者やボランティア人材とのマッチング**の実施

**R7年度当初予算(案)約2億円**

# 「子育てにやさしいまちづくり推進計画」制度の創設

## 現状①

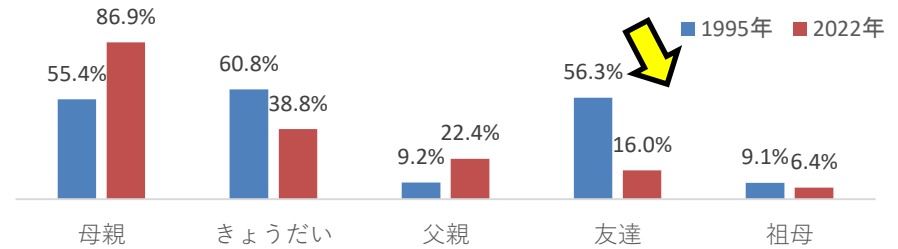
### 【地域の人とのつながり（現在子育て中の人）】



（出典）「令和3年度家庭教育の総合的推進に関する調査研究」文部科学省による委託事業（株式会社オノフ）

## 現状②

### 【平日、幼稚園・保育園等以外で一緒に遊ぶことが多い人】



（出典）ベネッセ教育総合研究所「幼児の生活アンケート」

## 「子育てにやさしいまちづくり推進計画」制度の創設

全国初

拡

R7年度当初予算(案):0.6億円

地域の様々な主体が連携し、まちにある様々な資源を活用することで、「子どもと地域の大人」や「子ども同士」の交流やつながりを生み出し、「まち全体で子どもを見守り支える」まちづくりを進めるための計画制度を全国で初めて創設。

### 【事業イメージ（3年間）】

令和6年度

① 計画策定

宇治市、宮津市、久御山町が策定

令和7年度

- ② 多世代交流の拠点づくり
- ③ 交流拠点から始まる地域主導の子育て支援



令和8年度以降

- ④ 他団体との活動交流による活動定着と輪の拡大

地域主体の持続的な取組へ

数市町程度の新たな計画策定を支援

① 計画策定

- ② 拠点づくり
- ③ 交流事業

④ 輪の拡大

# 「子育てにやさしいまちづくり推進計画」認定をした市町村の例

## 令和6年度計画認定（宇治市）

### プロジェクト名

地域で育む子どもの未来まちづくり

### エリアの目指す姿

地域資源を活用した学び・体験を軸に、**子どもとともに地域全体が成長する**まちづくり

### 具体的取組

#### (ソフト事業)

- ・ **文化遺産や山間部の自然**など地域特有の資源を活用した体験
- ・ 子どもたちが**地域の様々な仕事を学び体験**する取組を実施
- ・ 商店街や公園などの資源を活かしながら**子どもや子育て世代参加型のイベント**等を実施

#### (ハード事業)

- ・ 未就学児が安全に遊べる公園へとリニューアルし、子育て世代を中心とした**多世代が集う場として整備**



# 「子育てにやさしいまちづくり推進計画」認定をした市町村の例

## 令和6年度計画認定（宮津市）

### プロジェクト名

「まちじゅう丸ごと子育てのまち  
“みやづ”」推進プロジェクト

### エリアの目指す姿

「まちじゅう丸ごと子育てのまち」の具現化を図り、定住人口の増加とまちの活性化につなげる。

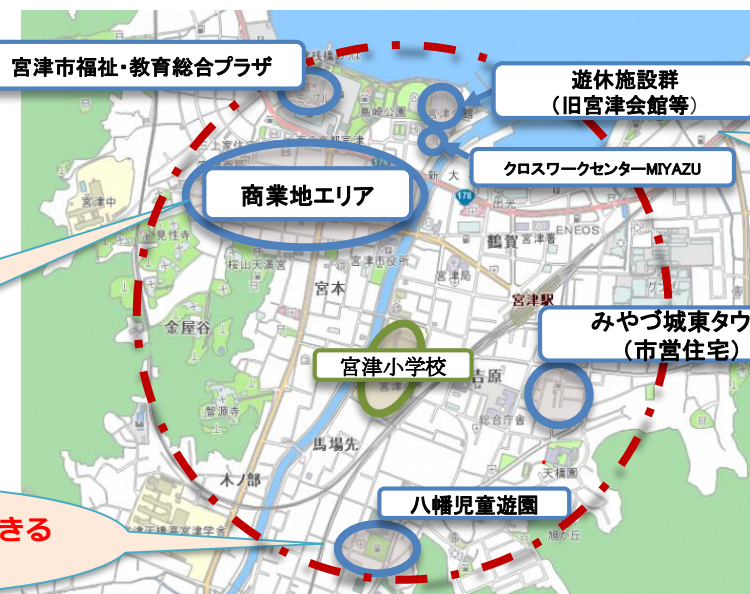
### 具体的取組

#### （ソフト事業）

- ・ **子ども学芸員**の職場体験を通して地域の歴史・文化を学び、歴史資料館の一般観覧者への展示解説を実施
- ・ 児童・生徒の探究活動をサポートする**コーディネーター**を設置し、**地域と連携した探究活動**を実施
- ・ 飲食関係事業所など**商業地で発生する余剰食材**を活用した**子ども食堂**の実施

#### （ハード事業）

- ・ 子どもと大人が交流できる八幡**児童遊園の整備**や、子育て世代と関係人口との交流を促すための**市営住宅の活用**や**子育て世帯向けリフォーム**の実施



- ・ 子育て世代同士の交流促進
- ・ 「子育てサポーター」の育成

余剰食材を活用した子ども食堂

子どもと大人が交流できる  
遊具等を整備

- ・ 子どもを「子ども学芸員」に任命
- ・ コーディネーターを設置し、  
子どもと地域活動

- ・ 子どもや子育て世代、関係人口との交流
- ・ 子育て世帯向けのリフォーム



# 「子育てにやさしいまちづくり推進計画」認定をした市町村の例

## 令和6年度計画認定（久御山町）

### プロジェクト名

みまきっこまんなか応援まちづくり

### エリアの目指す姿

子どもをまんなかにして**多世代が交流・活躍できるまち**を目指す

### 具体的取組

#### （ソフト事業）

- ・ 子どもの意見を反映できる「**こども自治会**」を創設。（※有識者から、**全国でも珍しい取組**と評価）
- ・ 誰もが利用できる「みんな食堂」や、郷土史を学ぶ「みんな講座」等を、**子どもが企画し主体的に実施**。
- ・ 有形文化財や寺社をプレイバスで巡り、**地域の大人との交流イベント**を実施。

#### （ハード事業）

- ・ 誰でも気軽に立ち寄れる**交流拠点（みまきっこまんなか応援村）**を新たに整備し、「こども自治会」**本部**を設置。

- ・ **交流拠点を新たに整備**  
（場所、規模未定）
- ・ 「**こども自治会**」を創設
- ・ 「みんな食堂」、「みんな講座」  
を**子ども自身が企画・実施**



子どものおもちゃなどを乗せたプレイバスが有形文化財や神社を巡り、**子どもと地域の大人の交流イベント**を実施

(案)

令和7年 月 日

京都府議会議長 石 田 宗 久 殿

子育て環境の充実に関する特別委員長 古 林 良 崇

閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

出会い、結婚、妊娠、出産、保育・教育及び就労に至るまでの子育て環境の充実のための施策（貧困対策、ひとり親家庭対策、ひきこもり対策、児童虐待対策及びいじめ対策を含む。）について

2 理 由

審査及び調査が終了しないため